○農林水産省告示第三百八十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十三条第一項及び第四項の規定に基づき、次のように肥料の名称又は生産業者の住所の変更に係る届出があったので、同法第十六条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　肥料の名称の変更

登録番号　生第91509号
　変更前　ハイジャンプ
　変更後　特濃糖力アップ

2　生産業者の住所の変更

登録番号　生第80947号
　変更前　宮崎県宮崎市恒久４丁目８番地４
　変更後　宮崎県宮崎市大字本郷北方2269番地１

登録番号　生第80360号
　変更前　岡山県岡山市神下565番地
　変更後　岡山県岡山市中区神下565番地

登録番号　生第9665号、生第17589号、生第23120号、生第23121号、生第23863号、生第23997号、生第24134号、生第37523号、生第45262号、生第45748号、生第47383号、生第49564号、生第51581号、生第57709号、生第58313号、生第59016号、生第62238号、生第70517号、生第70960号、生第71810号、生第72726号、生第72876号、生第76064号、生第76538号、生第76647号、生第77286号、生第77541号、生第77542号、生第77543号、生第77578号、生第77606号、生第77876号、生第78695号、生第78772号、生第79040号、生第79203号、生第79249号、生第79420号、生第79628号、生第80768号、生第81473号、生第81483号、生第82381号、生第82458号、生第82496号、生第84124号、生第85103号、生第85104号、生第85105号、生第85106号、生第85107号、生第85269号、生第85311号、生第85313号、生第85670号、生第86185号、生第86191号、生第86366号、生第87434号、生第88156号、生第88630号、生第89604号、生第89605号
　変更前　東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
　変更後　東京都千代田区大手町二丁目６番２号

○農林水産省告示第三百八十一号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定に基づき、次の肥料の登録は失効したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十三年二月八日　　農林水産大臣　鹿野　道彦

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに輸入業者の名称及び住所

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
輸第8274号	副産りん酸肥料	39沈殿りん酸石灰	有限会社ラムダ・ワイエスケイ	大阪府箕面市粟生外院３丁目11番12号

2　保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料取締法第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２１２号
埼玉県川口市北原台１丁目11―39―106
債務者　長瀬　英雄
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井　広志
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１号
東京都福生市大字熊川1076―２　山本荘２号室
債務者　渡邉　智康
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古原　暁
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２１号
埼玉県所沢市緑町４丁目37―10―102　煉瓦館28
債務者　福本　則子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県新座市野寺３丁目12―10
債務者　宮田満寿美
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗岡　慶太
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２３号
東京都板橋区大山東町６―７―507
債務者　曽根原　健
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宗岡　慶太
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２４号
東京都港区港南３丁目３―17―1408
債務者　鬼塚　涼子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西部　俊宏
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３２号
千葉県松戸市西馬橋蔵元町12―401
債務者　加賀　賞子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米山　健也
4　破産債権の届出期間　平成23年２月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年３月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年３月24日まで
東京地方裁判所民事第20部